

平成 2 9 年

寒河江市農業委員会第 3 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第3回総会

日 時 平成29年3月27日（月）午前9時00分
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 加藤友康	2番 菊地ひとみ	3番 土田彦雄
4番 猪倉通文	5番 黒田祐一	6番 影沢政俊
7番 土屋喜久夫	8番 菊地弘美	9番 石山邦一
10番 大泉邦彦	11番 眞木早百合	12番 相原 稔
13番 小野義和	14番 佐藤義広	15番 奥山眞治
16番 菅井孝一	17番 鈴木久一	18番 柏倉吉美
19番 渡辺 宏	20番 木村三紀	

事務局

事務局長補佐	佐藤利美	総務主査	佐藤陽一
総務係長	高子英晴	農地係長	村上千尋
農地係主事	国井茂伸		

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条第1項但書き）農地の用途変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第10号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第12号 農用地利用集積計画書の審議について
- (4) 議第13号 平成29年度寒河江市農業委員会運営方針（案）について
- (5) 議第14号 寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について

開会 午前 9時08分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第3回総会を開催いたします。よろしくお願ひします。

 まず、総会の成立でありますけれども、本日の出席者は総委員数20名中出席委員20名で、在任委員の全員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

 （「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、4番・猪倉通文委員、5番・黒田祐一委員にお願ひします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願ひします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願ひします。事務局。

 （報告事項朗読）

木村議長 ありがとうございます。

 ただいまの報告について、何か質問はございませんでしょうか。

 （「なし」の声あり）

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からございますか。

(「特にありません」の声あり)

木村議長

それでは早速、議事に入ります。

議第10号から農地法関連の議案について上程します。

(1) 議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第12号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第10号から議第12号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限についてですが、議第12号「農用地利用集積計画書の審議について」、7番・土屋喜久夫委員、10番・大泉邦彦委員、14番・佐藤義広委員、19番・渡辺宏代理が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理者、よろしくお願いいたします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。19番、渡辺です。

去る3月21日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会における現地調査として農地法第3条の新規就農案件1件を実施し、審査しました。

議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位9番、新規就農の案件であります。現地は雲河原で、申請人の自宅からも近く、現在はブドウのほかにも野菜ハウス等がある場所ではありますが、行く行くはブドウに絞って栽培

していくとの予定であります。譲渡人である叔父が指導するというので、問題はないと判断してまいりました。

その他申請されました案件については、全て異議なしとされたところであります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上であります。

木村議長

大変ご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

地区審査時間につきましては30分程度としまして、9時45分までといたします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時43分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤義広委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。14番、佐藤です。

議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、11ページをお願いします。

(議案書順位12番朗読)

この件につきましては、3月17日、菅井委員と現地を確認してきました。現地はほなみ町のシベールの真向かいにある水田地帯であり、引き続き農地として利用するという事で、問題はないと確認してきました。また地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、土田彦雄委員、お願いします。
土田委員。

土田委員

はい、議長。3番、土田です。

同じく農地法の第3条、11ページになります。

(議案書順位9番朗読)

■さんについては、24歳の若手でありまして、
■さんとは親子関係ではなくて、甥っ子になります。
■さんの自宅にも入りまして、今現在高松のフルーツ
サトーにおいて研修中でありまして、4月1日から経営開始型
の給付金を受けまして新規就農するという事でありまして、
そのための農地の取得であります。

21日に事前審査会で現地を確認したところでありますけれども、計画書によりまして、大粒ブドウ、これはシャイン
マスカットの予定で作付することになりますけれども、これ
らを作付しながら経営をしていくということでありまして、
計画どおりであれば何ら問題ないということを確認をしてき
たところであります。地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位 1 4 番朗読)

兩名は親子関係であります。この田んぼにつきましては、先月、 さんが新規で所有権移転をして購入した土地でありますけれども、今回農業者年金との絡みで、経営移譲するということでありまして、計画どおりであれば何ら問題ないということで、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続きまして、柴橋地区、柏倉吉美委員、お願いします。柏倉委員。

柏倉委員

はい、議長。1 8 番、柏倉です。

1 3 ページをごらんください。

(議案書順位 1 5 番朗読)

これにつきまして、3 月 1 6 日、大泉委員と現地確認してまいりました。それで、何で さんがこんなに田んぼも少なくて規模拡大するのかなと考えられましたが、 さんが水田より畑で枝豆を主力として規模を拡大したいということで、この 5 反分の現地につきましては、畑地化整備して転作に向いているということで、枝豆で将来的に経営規模拡大で所得を上げるということでありました。そんな関係で、地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位 1 6 番朗読)

これにつきましても、3 月 1 6 日、大泉委員と現地確認し

てまいりました。ちょうど■■■■さんの道向かいに■■■■さんの田んぼがあるということで、農地集積になって規模拡大するのに条件がいいということでありました。そんな形で、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉通文委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。

(議案書順位 13 番朗読)

これに関して、3月19日、影沢委員と13筆全て現状を確認してまいりました。全て梅の木が植えてありました。ちょうどそのとき■■■■さんの親の■■■■さんに会いまして、いろいろ話をしました結果、これは何も異常はないでしょうということで、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、白岩地区、菊地ひとみ委員、お願いします。菊地委員。

猪倉委員

はい、議長。2番、菊地です。

11ページをごらんください。

(議案書順位 10 番朗読)

この件に関しまして、3月18日に、会長、眞木委員と現地を確認してきましたが、雪のためそこまで行けないので、確認できませんでした。後日雪が解けてから確認する予定です。2人は親子関係であり、このまま作付するのであれば問題ないと思われました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位11番朗読)

この件に関しましても、3月18日に、会長、眞木委員と確認してきましたのですが、雪のためちょっと行けないので、後日これも確認する予定でございます。これは遠隔地と高齢のため近くの人につくってもらいたいということで、■■■■さんにお声がかかったと聞いています。このまま作付するのであれば何ら問題ないということで、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長） はい、議長。

順位9番から順位16番は農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務

局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第10号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに寒河江・南部地区、佐藤義広委員、お願いします。
佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。14番、佐藤です。

議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、15ページをお願いします。

(議案書順位11番朗読)

この件につきまして、17日に菅井委員と現地を確認してきました。周辺の地域は新興住宅地であり、申請事由のとおりであれば何ら問題はないと確認してきました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続きまして、高松・醍醐地区、猪倉通文委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。4番、猪倉です。

(議案書順位12番朗読)

これにつきましても3月19日、影沢委員と現地を確認してまいりました。ちょうどお邪魔したときにうちの人がいなくて、ただ周りを見るという程度でございますけれども、南北は北側が農道、その脇が駐車場、南側が市道になっております。東西は住宅になっております。親の■■■■■さんの家です。そして、その反対側が隣の家の敷地になっております。その間に、いわゆる住宅の宅地畑みたいな感じですが、宅地が住宅に挟まれておりまして、この結果ここに住宅を建てても何ら問題はないだろうということで、現地を確認してまいりました。これにつきましては地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地係長)

はい、議長。

順位11番は、宅地分譲用敷地となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可であり、問題はないと考えます。

順位 1 2 番は、住宅建築用敷地への転用となっております。申請地は集落内で住宅に囲まれており、第 2 種農地と判断します。第 2 種農地は原則不許可ですが、申請人の両親の自宅の隣に自宅を新築する関係であり、ほかに適地もないことから許可相当と判断します。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第 1 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第 1 2 号「農用地利用集積計画書の審議について」、7 番・土屋喜久夫委員、1 0 番・大泉邦彦委員、1 4 番・佐藤義広委員、1 9 番・渡辺宏代理が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、大泉邦彦委員、佐藤義広委員、渡辺宏委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、小野義和委員、お願いします。小野委員。

小野委員

はい、議長。13番、小野です。

議第12号「農用地利用集積計画書の審議について」、18ページをお開きください。

(議案書朗読)

この件に関しましては、いずれも地域を代表する農家、会社であり、地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書朗読)

いずれも地域の中核農家、認定農家に貸し出す土地であり、地区審査等でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続きまして、西根・三泉地区、土田彦雄委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。

同じく農用地利用集積計画書、貸借権設定、21ページになります。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者に集積するものでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続きまして、柴橋地区、柏倉吉美委員、お願いします。柏倉委員。

柏倉委員

はい、議長。18番、柏倉です。

22ページをごらんください。

(議案書朗読)

これも担い手農家、認定農家の集積で、規模拡大するということでございました。それから、地区審査でも異議ありませんでした。

以上でございます。

木村議長

ご苦労さまでした。

続きまして、高松・醍醐地区、猪倉通文委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。4番、猪倉です。

農用地利用集積計画書18ページをごらんください。

(議案書朗読)

これにつきまして、いずれも幹旋農家、認定農業者であり、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長）

はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第12号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第12号は原案のとおり決定いたしました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（土屋喜久夫委員、大泉邦彦委員、佐藤義広委員、渡辺宏委員、入室）

木村議長 関係委員に申し上げます。議第12号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 次に、議第13号「平成29年度寒河江市農業委員会運営方針（案）について」事務局より説明をお願いします。

事務局（局長補佐） 平成29年度寒河江市農業委員会運営方針（案）につきましてご説明申し上げます。

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正されたことから、昨年度は大幅に運営方針を変更しておりますが、今年度は昨年度の運営方針を踏襲したような形になっております。読み上げました後に、変更点等につきまして説明を申し上げたいと思います。

1、基本方針。

近年の農業は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、さらにはTPP問題など、さまざまな問題を抱え将来を見通せない状況が続いています。また、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正されこれまでの農地法に基づく許可事務のほかに、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入者の促進に積極的に取り組むことが義務化されました。

そのため寒河江市農業委員会では、農地利用最適化推進委員を委嘱し、法改正の趣旨にのっとり、①担い手への農地集積・集約化、②耕作放棄地の発生防止・解消、③新規就農者等の育成・確保の3つの柱をもとに、次のように取り組んでいきます。

2、活動方針。

（1）農地法等の関係法律を遵守し農地法に基づく許可申請等の審議において、現地調査を実施し、迅速かつ適正な対応に努めます。

(2) 農業委員会委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農業委員会活動を推進してまいります。

(3) 「農地中間管理事業」と「人・農地プラン」を活用し担い手への農地集積・集約化を図るとともに、農地利用最適化の推進に努めるための課題や問題点について行政機関への意見の提出を行います。

(4) 遊休農地対策として、農地パトロール（利用状況調査）を実施し、農地の有効活用を促す活動と耕作放棄地対策事業活用を推進し遊休農地の解消に努めます。

(5) 新規就農者等の担い手の育成・確保対策として、関係団体等との連携を図りながら、意欲ある担い手の育成に努めます。

(6) 農業委員の日々の活動を通じ、農業者の福祉向上のための農業者年金加入推進活動と積極的な各種情報提供を行うことにより、将来に希望を持ち安心して農業が営めるよう魅力ある地域農業の確立に努めます。

3、事業計画。

(1) 諸会議の開催。

ア、総会。原則毎月25日。

イ、全員協議会・運営委員会・各委員会。必要に応じ随時開催。

ウ、事前審査会。総会開催のおおむね4日前。

(2) 担い手への農地利用の集積と集約化。

農地法、農業経営基盤強化促進法等に基づく農地関係業務の執行について、公正・公平な審議と適正な事務執行を実施します。また、人・農地プラン、農地中間管理事業を活用し担い手への農地集積・集約化を図ります。

(主な内容)。

ア、農地許認可事務の適切な執行と農地利用最適化推進についての意見の提出。

イ、農地中間管理事業を積極的に活用し、人・農地プランに位置づけられた中心経営体等への農地の集積・集約化。

ウ、農業生産法人の適正な運営のための指導・助言。

エ、農地台帳の公表（農地ナビの適正な運用）。

（３）遊休農地等対策。

耕作放棄地の発生防止・解消のため、市農林課・JA・農用地利用改善組合等の関係機関と連携を密にした取り組みを実施します。

（主な内容）。

ア、関係機関と連携した農地パトロール（農地利用状況調査）の実施。

イ、遊休農地所有者に対する「利用意向調査」の実施と適正な農地利用の指導。

（４）新規就農者等の担い手の育成。

新規就農者や農業後継者の育成・確保を図るとともに地域農業の確立に向けた農政活動及び農業振興の効果的な推進を図ります。

（主な内容）。

ア、新規就農者や認定農業者等の担い手の育成・確保。

イ、農業者のための各種研修事業の開催。

ウ、広報誌やホームページを活用した情報提供活動の充実。

（５）農業者年金制度の啓発と加入促進。

農業者の福祉向上のための農業者年金制度の普及と加入者の拡大を図ります。

主な変更点になります。

1の基本方針の下から3行目、「そのため寒河江市農業委員会では、」の後に「農地利用最適化推進委員を委嘱し、」という文を入れました。本会の主な活動が、農地利用最適化推進委員が主に担当するということから、その文章を入れたものです。

2の活動方針につきまして、(2)、同じように農地利用最適化推進委員が新たに担当するということから、農業委員会委員と農地利用最適化推進委員が連携をするという文章を入れております。なお、昨年はこの括弧の中は改正農業委員会法に基づき新たな農業委員会体制について十分な検討を行っていきますという文章がありましたが、もう検討済みということなので、それを削除しております。

3の事業計画につきまして、昨年度においては(1)のエに、組織検討委員会を中心とした新たな組織体制の検討という文がありますが、先ほどと同様に検討は一応終わっているということなので、この文章を削除しております。

以降は昨年と全く一緒になっております。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

7月に改選を迎えるということでありまして、その中で平成29年度の事業方針、農業委員会の運営方針……（「済みません、訂正をお願いします」の声あり）はい。

事務局（局長補佐）

3の事業計画の(2)のウです。農業生産法人と書いてありますが、農地所有適格法人の誤りです。申しわけございません、訂正をお願いいたします。

木村議長

以上、訂正をお願いします。

ただいま事務局より農業委員会の運営方針ということで説明がありました。7月に改選を控えているということでもありますので、大きく変わった点は農業委員会と農地利用最適化推進委員がともにタッグを組んで事業運営に進んでまいるということでもあります。

今説明がありましたけれども、その中で何かご質問等ござ

いましたら受けたいと思いますけれども、ございませんか。

(「なし」の声あり)

木村議長

それでは、ないようですので、採決します。

議第13号「平成29年度寒河江市農業委員会運営方針(案)について」、原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第13号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

続いて、議第14号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(総務主査)

はい、議長。事務局の佐藤です。

それでは、議第14号につきまして、私からご説明させていただきます。

議案書、ひとつは別冊でホッチキスで綴られているものと、そのほかに角1カ所をとめてあります寒河江市農業委員の委員選任に関する規則等を協議するという資料がお手元にお配りされていると思いますので、一緒にごらんいただければと思います。ホッチキスどめで、5枚つづりですが、お手元にあるかと思います。よろしいですか。

それでは、先ほど来さまざまな会長からのご挨拶なり、ただいまの佐藤補佐からの説明の中にもございましたが、本年7月20日に新たな農業委員会となるということで、今年の12月に農業委員の定数につきましては18名、こちらの農

地利用最適化推進委員につきましては9名という人数を議会で議決いただきまして、寒河江市の条例が制定となっております。追加しまして、3月の議会で農地利用最適化推進委員の報酬につきましては2万9,000円という額で、こちらでも制定していただきました。

これに伴いまして、それぞれ寒河江市農業委員と農地利用最適化推進委員の選び方を決める規則が必要だということで、先ほど言いました寒河江市農業委員会の委員選任に関する規則につきましては、これはあくまで市で決める、市の農林行政の方で決めるという規則になってまいりまして、こちらが既に3月27日付、本日付で寒河江市の規則第10号ということで制定されております。あわせまして、こちらの総会に「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について」ということで出させていただいております。基本的に同じ流れで進めてまいりますので、こちらの農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について、資料で中身を説明させていただきたいと思っております。

制定の要旨としましては、農業委員会等に関する法律の改正により、新たにこの農地利用最適化推進委員を委嘱することと決められましたので、こちらの農業委員会等に関する法律施行規則第13条第1項の規定により、寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員となるべき候補者を選任する手続について、規則を制定するというようなこととございます。

次のページの第3条ということで、先ほど推進委員の人数につきましては9名と申し上げましたが、担当地区、農業委員につきましては担当地区はなく市一本でという考え方になるんですが、この農地利用最適化推進委員につきましては担当地区というものを持つということになっております。担当地区につきましては別表という形にしてありますが、3枚目の別表第3条関係という表が一緒についてございます。担当

地区につきましては、寒河江、南部、西根、柴橋 1、柴橋 2、高松、醍醐、白岩、三泉としておりますが、これにつきましては人・農地プランがそれぞれ策定されている区域が寒河江市に 9 つございますので、実際のところを申し上げますと農協の支所単位という形になってまいります。そちらを地区、担当区域ということで分けさせていただいて表記しているということでございます。

続きまして、第 4 条、推薦及び応募の資格ということでございますが、この中では、推進委員に推薦され、または募集に応募することができる者は、これは農業委員会等に関する法律の中で、破産ですとか、刑罰とかを受けて公民権が停止している場合はだめだという規定がございまして、そのほか農業に関する識見を有し、担当区域の農地利用関係の調整及び農地等の利用の最適化の推進に関する事項に対しその職務を適切に行うことができる者ということで、推進委員の選任予定日において次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、農業委員と兼ねることはできない。最適化推進委員になった場合には農業委員にはなれない、農業委員になった場合には最適化推進委員にはなれないということでございます。

(1) としまして、市内に住所を保有することということにしてあります。ただし、特別の事情があるときは市外の方でも大丈夫という文章をつけ加えます。

年齢制限を設けさせていただいております。この選任日におきまして満 20 歳以上である者とする。

それから、寒河江市の職員でない者。寒河江市の特別職等に当たっている方は大丈夫なんです、寒河江市の職員ではないという制限を設けております。

次のページ、第 5 条でございますが、推薦、応募の手続ということがございまして、これも法律の中で決められている

ものを整理した形であるんですが、(1) から (3) まで載せてございます。

(1) は農業委員個人がどなたかを推薦するというような場合、この場合は市内に住所を有する3人以上の農業者が推薦をしなければならない。

(2) としましては、農業者が組織する団体その他団体ということで、団体や組織が推薦をする場合、単純に申し上げますと、農協ですとか、実行組合ですとか、それからその他の団体ということで一応農業委員会等に関する法律の変更の趣旨からいきまして、農業関係だけに限った団体ではなくて、どんな団体でも結構です。これまでの話の中で、農業に全く関係のない方、農業委員会の事務に利害のない者を1名入れなければいけないという部分の趣旨にも当たってきておりまして、その他の団体、どんな団体でも農業に識見をもっている方であればオーケーですということを入れるということで、この(2)の部分が文章に入っております。

(3) としまして、自分で応募する方ということで、この3つのパターンを載せております。

第6条としまして募集の期間ですが、28日間、4週間。法律の方で約1カ月間ということで、概ね1カ月間ということでございまして、28日間とさせていただいております。

その後には、周知の方法ですとか、それから候補者の決定ということで第8条、次のページでございますが、この後の全員協議会でこちらの要綱のことも皆様にご審議いただきますけれども、農業委員会で寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会というものを設けまして、推薦、応募があった方が適任かどうか評価をする組織を設けるということになっております。農業委員会としましては、この評価委員会の評価の結果を受けて、推進委員という形で委嘱をしていいかどうかという判断をしていって、委嘱につきました

ては総会の議決を経て承認するという事で考えております。そのほかに、委員の補充の仕方とかについて載せております。

最後のほうに、様式としまして、様式第1号から第3号まで、これは農業委員の推薦、それから立候補と中身については同じであります。第1号につきましては農業者個人からの推薦をしていただく様式になっております。代表推薦者の名前を書いていただいて、その他住所等を書き入れていただき、そのほかに推薦をする方2名以上を書いていただくということで、推薦の理由ですとか、今度は推薦を受けた方の氏名などの記入や、農業関係ですとかそういったものの活動履歴から、経営の中身を書いていただきます。一番下に、農業委員にも推薦を受けているかどうかということを書いていただく欄がございます。農業委員の推薦の場合には、このほかに今認定農業者であるかどうかということも書いていただく欄もございます。後で先程一緒に見ていただければといった中身の様式を見ていただければ結構ですが、認定農業者の方が委員数の過半を占めなければいけないという規則がありまして、最近東北農政局からきた文書ですと、全く無視して選んだ農業委員会があるということで、大分東北農政局ではお怒りのようです。今どういう状況になっているのか調書が回ってきてまして、月に1回ずつ状況報告をしなければいけないという感じになっておりますが、そういった中で今やっております。

次のページの様式第2号、こちらが団体からの推薦の様式でございます。上のほうについてはその団体がどういった団体なのか記入。個人推薦の場合ですと3名以上ということでしたけれども、団体推薦の場合は団体の長の方とその団体の性格がどういったものかということを書いていただく内容になっております。

次のページ、様式第3号でございますけれども、これは応

募書、自分が手を挙げて応募をする場合に書いていただく様式になっております。応募する方の氏名、住所、職業、それから年齢ですとか、あとは性別とか、それから農業の識見ということで、これまで農業に関してどういった活動をなさってこられたか、経営状況はどうなのか。それから、どうして最適化推進委員になりたいのかという応募の理由。あと、最後に寒河江市農業委員にも応募をしているかどうかということを書いていただく様式となっております。

これらが寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則として定めさせて頂ければと考えている内容です。

以上でございます。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまの農業推進委員の規則制定についてということで説明がありましたけれども、皆様方より何かご質問等があれば。ありませんか。はい、どうぞ。

菊地(ひ)委員

家族経営協定、認定農業者と家族経営協定を結んでいる方も認定農業者とみなすということなんですか。

木村議長

はい、どうぞ。事務局。

事務局（総務主査）

法律を見ますと認められていません。

菊地(ひ)委員

そうなんですか。

事務局（総務主査）

あくまで認定農業者ですので、協定で、そのような制度で、2人とも認定農業者になっているという方もいらっしゃいます。いる場合はそのどちらの方でも認定農業者なのですが、あくまで認

定農業者ということで認定を受けている方という、認定農業者の人数過半ということにはなってくるようです。

菊地(ひ)委員 そうですか、わかりました。

木村議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

木村議長 それでは、ないようですので、採決します。

議第14号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について」、原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。

木村議長 全員賛成ですので、議第14号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 これで、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前10時36分

平成29年3月27日

第3回総会 議長.....

議事録署名委員 4番委員.....

議事録署名委員 5番委員.....